

平成 29 年 2 月 14 日

各位

リーディング証券株式会社
代表取締役社長 崔 榮仁

当社株券に対する公開買付けに関する「意見表明報告書」提出のお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 13 日開催の取締役会において、株式会社ランキャピタルマネジメントによる当社株券に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の決議を行うとともに、本公開買付けへの応募については、株主の皆さまのご判断に委ねる旨の決議をいたしました。本日、「意見表明報告書」を EDINET にて開示を行いましたので、お知らせいたします。

別添書類：リーディング証券株式会社 「意見表明報告書」

<本件に関するお問合せ先>
リーディング証券株式会社
経営企画部
電話 (03) 4570-2119 (代表)

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年2月14日

【報告者の名称】 リーディング証券株式会社

【報告者の所在地】 東京都中央区新川一丁目8番8号

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川一丁目8番8号

【電話番号】 03-4570-2119(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 部長 勝間田 英樹

【縦覧に供する場所】 リーディング証券株式会社 龍ヶ崎支店
(茨城県龍ヶ崎市字寺後3585番地の4)

(注1) 本書中の「当社」とは、リーディング証券株式会社を指します。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ランキャピタルマネジメントを指します。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は、必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注5) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社ランキャピタルマネジメント

所在地 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 新丸の内センタービル21階

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、公開買付者による当社の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)について、下記「3(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かは、株主の皆さまのご判断に委ねる旨を決議しました。

なお、上記取締役会決議は、下記「3(5)② 利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者から、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成29年2月13日開催の株主総会にて、本公開買付けと後述の第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」といいます。)を組み合わせることで、当社の総議決権の三分の二超を取得し、当社の経営権を取得することを目的として、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付けを実施することを決定したとのことです。なお、本書提出日現在、公開買付者は、当社株式を保有しておりません。

本第三者割当増資は、現在、当社の財務基盤が毀損されていることから、当社の自己資本規制比率の向上や純財産額5億円を安定的に維持するための資本増強資金が必要となるため、公開買付者が本公開買付けの成立を条件として、当社の発行する新株式(当社の普通株式1,754,400株(総額金200,001,600円(1株当たり114円)))を引き受けるとのことです。本第三者割当増資の詳細は、後記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意等に関する事項」の「③ 本第三者割当増資」をご参照ください。

また、公開買付者は、平成29年2月13日、当社との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結することを決定したとのことです。本資本業務提携契約の詳細は、後記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意等に関する事項」の「② 本資本業務提携契約」をご参照ください。

公開買付者は、日本の企業に対し中長期的観点からの経営支援型企業投資を行うことを目的とし、中国国内の機関投資家**TO-WIN**本集**TO-WIN**有限公司(英語名To-Win Capital Group。以下「TWCG」といいます。なお、TWCGは東アジア及びロシア一円で金融・証券投資を主な事業とし、業務は保険、証券、プライベートエクイティ等の分野をカバーしているとのことです。)の支配株主(温曉東氏)が全額出資して設立したTo-Win Investment Limitedによる全額の出資を受けて平成27年8月28日に日本において設立され、TWCG からコミットメントラインによる融資等による資金提供を受けて日本国内企業・事業に係る有価証券又は不動産等の資産に対する投資を目的とする会社であるとのことです。

同社は、中長期的スパンで投資を行い、敵対的買収は行わず、投資先法人の経営者と一丸となって企業価値を向上させることにフォーカスし、また、投資先法人の海外進出、事業基盤の拡大も全面的サポートしているとのことです。同社は、これまでに、名古屋証券取引所セントレックス市場に上場している株式会社エスポア(証券コード3260)のほか国内非上場会社数社の主要株主になっているとのことです。

公開買付者は、当社株式を買い取るための一連のスキーム(以下「本スキーム」といいます。)の一環として本公開買付けを実施し、本公開買付けに応じて売付け等をした株券等(以下「応募株券等」といいます。)の全部を買付けることとしております。公開買付者は、当社の親会社であるリーディングアジアホールディングスリミテッド(以下「リーディングアジア社」といいます。)から、その保有する当社株式(3,491,593株(発行済全株式に対する所有割合(以下「所有割合」といいます。):82.37%))について、平成29年2月7日、本公開買付けに応募する旨の同意を得ているとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付け等を行う株券等の数に上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,491,593株(所有割合:82.37%))以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。これに対して、応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,491,593株)に満たない場合は、本公開買付けは不成立となり、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。なお、リーディングアジア社が本公開買付けに応じて売付け等をすれば、本公開買付けは成立するとのことです。

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景等

当社は、公開買付者から、本公開買付けの実施を決定するに至った背景等につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成27年8月の設立以来、TWCGの資金提供を受け、日本における投資を開始したとのことです。TWCGは、北京に本社を置き、東アジアを中心に金融・証券等投資を主務とする大型投資機関として知られており、業務内容でも証券、プライベートエクイティ等の分野をカバーしており、中でもエクイティ・インベストメント、株式投資と資産管理に注力しており、マーケットの大きい中国の市場と中国以外の市場における良質の商品やサービスをマッチング(組み合わせ)又はコラボレーション(協同)して、中国と海外のビジネスパートナーと互恵的な関係を築いており、一緒に大きく成長していく方針を取っているとのことです。

こうした方針のもと、TWCGは、海外投資、とりわけ事業会社に対する投資の分野にも着眼し、海外事業の発展の一環として、公開買付者に対し、資金提供を行い、公開買付者を通じて日系企業との信頼関係を築き、特に、平成28年に社債の引受け等の投資をした、運営スキー場数において日本最大のリゾート施設運営会社(株式会社マックアース)に関しては、公開買付者が必要な資金を投入することにより、スキー場施設の設備投資やスキー場及びその周辺地域に中国の観光客を誘致するなど、日本における地域経済の活性化にも貢献しているとのことです。

公開買付者は、日本市場戦略の一環として、平成28年6月初旬から、日本において、グローバルな投資に対応できる証券会社設立を模索しておりましたが、平成28年8月上旬、公開買付者の日本における投資戦略アドバイザーの株式会社レナトゥスパートナーズ(東京都千代田区丸の内二丁目2番2号。(以下「レナトゥスパートナーズ社」といいます。))の代表取締役大矢寛興氏と当社社員谷垣俊一郎氏が旧知の関係であったことから、レナトゥスパートナーズ社は、当社の親会社でもあるリーディングアジア社を紹介され、公開買付者が証券会社を取得したい旨を伝えたところ、リーディングアジア社にも売却意向があることがわかり、両者の間でリーディングアジア社が所有する当社株式売却について意見交換する機会を得ることができたとのことです。平成28年10月上旬、レナトゥスパートナーズ社は、当社の財務・経営状況並びにその意見交換結果を、同社の許可を得て公開買付者へ伝え、当社株式売却方法等について公開買付者及びリーディングアジア社の二者間で検討を重ねたとのことです。その結果、公開買付者は、当社の経営改革の施策として、従来からの当社が掲げる“お客様第一主義”と“新しい価値の創造”という理念を引き継ぎつつも、新たに“True Partnership”のスローガンを掲げることを提案し、当社が少数精鋭の証券と投資のプロフェッショナルサービスでお客様の真のパートナーとして国内・海外において一緒に成長することを説明し、平成28年10月中旬及び下旬にかけて、公開買付者及びTWCGの各代表者等を交えて、リーディングアジア社と協議し、同年11月上旬、同社から、本公開買付けによる当社株式の取得について、大筋の了解を得たとのことです。特にグローバル業務において、日本の証券会社として存在感を高めることを目指し、また、既存のビジネスにおいても自己資本を増強するとともにリスク見極めの能力・社内の審査体制の強化を持続的に行うこと、公開買付者及びTWCGの経営資源、すなわち、日本を含めた中国を中心とする東アジア地域に対する投資を通じたネットワーク及び資金を活用した商品設計機能の大幅強化・プライベートバンキング部門のさらなる強化のために、それらの領域の人材を増強すること、日本のみならず海外の富裕層をお客様とするべく試みを開始し、投資銀行部門において、M&Aチームを新設すること、とりわけクロスボーダーM&Aを重点的に注力することなどが、同社と公開買付者及びTWCGの間において検討されたとのことです。

また、現在、家計や年金、機関投資家が運用する多額の資産が、それぞれの資金の性格や資産保有者のニーズに即して適切に運用されることが重要視されておりながら、当社においては、持続的にお客様の安定的な資産形成をサポートするにはその資金を含めた経営資源に限界があり、公開買付者は、海外の事業や資産を投資対象とした商品を当社に提供できる体制や資金があり、また、当社のお客様のニーズにあった様々なラインナップの商品を顧客に提供しうる環境を当社に提供できると考えたとのことです。

今後、当社のお客様に i) 国内営業部門は、投資対象を日本国内のみならず海外にも分散した収益安定化とリスク分散を目的とする商品の提供を行い、お客様のニーズやリスク程度を考慮した適切商品の提供 ii) 投資銀行部門は、市場部門、商品部門、営業部門との連携を行い、ファイナンシャルアドバイザー、M&Aアドバイザーの提供等国内のみならずグローバルに海外証券会社等と提携を模索し、お客様の満足のいくソリューションを提供 iii) 市場商品部門は、グローバルな情報の提供、商品の開拓等を行い、お客様のニーズにあったソリューションを提供と、大きく分けてこの3つの施策を行い、その上で今後中小証券会社としての生き残りを期し、株式や投資信託の売買手数料を主にするフロー型から、預かり資産残高に即したストック型ビジネスにしていくことについて、当社と公開買付者が証券会社運営を目指すビジネス方針がマッチしたとのことです。

そして、公開買付者は、平成28年11月上旬、これらの施策を迅速かつ果敢に実行するためには、当社の財務状況に鑑みて、当社の自己資本規制比率の向上や発行者から有価証券を直接引き受ける元引受業務に必要とされる純財産額5億円を安定的に維持するための資本増強資金が必要となると判断し、公開買付者に資本増強資金やファイナンスを提供できる環境があることから、リーディングアジア社が保有する当社株式を譲り受け、同時に、当社の発行する新株式を引き受けることにより資本増強を図ることが最善であると考えに至ったとのことです。

その後、平成28年11月下旬から同年12月中旬までのデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、平成28年12月30日、リーディングアジア社及び当社に対して本取引の実施を正式に提案し、リーディングアジア社と当社から概ね了解を得、リーディングアジア社と後記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 公開買付けへの応募に係る合意」のとおり、基本的な合意に至ったとのことです。公開買付者とリーディングアジア社は、平成29年2月7日、本公開買付けにおける1株当たりの買付等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を114円とすることを合意し、公開買付者においては、平成29年2月13日開催の株主総会において、本公開買付けの実施を決議したとのことです。

③ 本公開買付けを賛同するに至った意思決定の過程

当社は、前期(平成28年3月期)に起きた顧客の信用取引による多額の決済損に対する立替金処理により、財務基盤が著しく損なわれ、前期末の純資産は、529百万円となり、自己資本規制比率は、証券会社の健全性の目安とされる200%を大きく割り込み150.4%まで低下しました。また、平成27年11月30日を検査基準日とした証券取引等監視委員会検査の結果、平成28年6月14日付にて業務改善命令を受け、監督官庁等から経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢の整備並びに財務基盤の強化を要請されておりますが、財務基盤の強化については、具体的な支援先が見つからないこともあり、依然として業務改善命令の状態が継続しております。そのため、金融機関等との取引に支障が生じ、営業面での機会損失が発生している状況です。

財務基盤の安定化を図るために、当社は、まずは自助努力によって利益の積み上げに努めましたが、Brexite(英国のEU離脱問題)が起きた昨年7月以降、市況低迷の影響を受け月次収支が悪化し、本年度中間期決算では、37百万円の赤字となりました。この事態を受け、自助努力に並行して増資による財務基盤の改善を行うことを検討し、株主割当増資や第三者割当増資などを検討いたしました但し具体化には至りませんでした。このため、平成28年9月末の中間決算時点において、当社の純資産は487百万円まで低下し、金融商品取引責任準備金を加えた純財産額は509百万円となり、元引受業務を行うための金融商品取引法上の最低純財産額である5億円に近い水準まで低下いたしました。

上記のような環境下において当社は、財務基盤を改善するための支援者を継続的に探していたところ、平成28年8月にランキャピタル社の日本における投資戦略アドバイザーである株式会社レナトゥスパートナーズ(東京都千代田区丸の内二丁目2番2号代表取締役大矢寛興氏(以下「レナトゥスパートナーズ社」という。))と当社社員谷垣俊一郎氏が旧知の仲であったことから、レナトゥスパートナーズ社を通じて当社筆頭株主であるリーディングアジア社がランキャピタル社と接触し、リーディングアジア社がランキャピタル社を当社へ紹介するに至り、当社への出資等も視野に入れた交渉を開始することとなりました。

交渉の過程において、お客様の安定的な資産形成を持続的にサポートするために必要となる経営資源が現状の当社に不足している一方で、ランキャピタル社には、海外の事業や資産を投資対象とした商品などを当社へ提供できる体制や資金が存在していることが判明しました。また、中小証券会社として今後も事業を継続していく当社にとって、株式や投資信託の売買手数料を主にする現在のフロー型の事業から、預かり資産残高に即したストック型ビジネスへと転換していくことが求められていることを含め、今後の当社の事業展開に関する認識をランキャピタル社と共有するに至りました。そのうえで、当社の財務基盤を改善するだけの資金力がランキャピタル社及びTWCGに存在し、当社の発行する新株式を引き受けると同時にリーディングアジア社が保有する当社株式を譲り受ける意思を有していることが明らかとなりました。そして、これらの交渉に並行して実施されたデュー・ディリジェンス等を経て、当社は、ランキャピタル社との間で、平成29年2月13日付で「資本業務提携契約」を締結いたしました。また、本有価証券届出書の効力発生日以降には「株式総数引受契約」を締結する予定であります。

上述のとおりを経緯を経て、当社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、本公開買付けについて、次に掲げる理由から、取締役の全員一致にて賛同すると決議を行い、監査役全員が異議のない旨の意見を表明しております。

- i) 本公開買付け及び本公開買付けの成立を条件とする本第三者割当増資によって、当社の資本が充実すること。
- ii) 公開買付者が支配株主になれば、公開買付者及びTWCGとの提携により、日中間のクロスボーダーM&A(すなわち、海外企業を当事者とする国内又は海外での企業事業買収又は投資に関する取引。以下、同じです。)、IPO(株式新規上市)等の投資銀行ビジネスにおけるシナジー、またリテール及びPB(プライベートバンキング)ビジネス、中国株及び中国優良企業の発行する債券投資ビジネスにおけるシナジー、中国企業・富裕層からの対日投資ビジネスの取組み強化に繋げて行くことが期待できること。

また、同取締役会においては、当社が非上場会社であり株式の流動性に乏しいことを考慮しつつも、次の理由により、当社の株主の皆さまが本公開買付けへ応募するか否かについては、株主の皆さまのご判断に委ねることを決議しました。

- i) 現在において自己資本規制比率の140%(金融商品取引業等に関する内閣府令第179条に基づく届出義務が発生する。)を下回るリスクが皆無ではなく、業務改善命令の影響も加わり、当社の会社継続リスクが存すること。
- ii) 一方において、公開買付者及びTWCGの資本・経営の参加及び提携が今後の当社の企業価値及び株主価値向上に資する合理的期待もあること。

④ 本公開買付け後の経営方針

当社は、公開買付者から、本公開買付け後の経営方針につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けの成立後においては、本資本業務提携契約に従い、公開買付者及び当社は、当社の既存のビジネスを強化する目的の達成のために、資本増強と共に、リスク管理能力の向上、審査体制の整備等の内部管理態勢の強化を持続的に行い、i) 公開買付者グループのリソース(経営資源、ネットワーク)を活用して、商品設計機能を大幅に強化し、商品提供能力の強化を図り、以ってリテール、PB(プライベートバンキング)及びIFA(独立系フィナンシャル・アドバイザー)の各業務の強化を図る、ii) PB・法人部門をさらに強化し、人材の増強を行うと同時に、日本のみならず海外の富裕層をお客様とするべく業容を拡大・強化する、iii) 投資銀行部門においては、既存の株式公開ビジネスを強化すると共に、クロスボーダーM&Aを重点に活動していくM&Aチームを創設し、迅速かつ果敢に体制の整備を図り業務展開して行うものとし、当社は、公開買付者の日本での事業展開計画の支援、すなわちi) 公開買付者の上場企業投資に対する助言を行い、実行を支援する、ii) 公開買付者の投資している日本国内企業の成長を支援(株式公開、資金調達等含む。)することで、業務の提携を行い、企業価値の向上を目指すものとし、また、当社の経営体制については、公開買付者が役員全員(取締役4名、監査役3名)を指名し、従業員は原則として雇用を継続する予定としております。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

① 公開買付けへの応募に係る合意

公開買付者及びリーディングアジア社は、平成28年12月30日付で本公開買付けに関する合意書を締結しており、本公開買付け合意書の詳細は以下のとおりです。

- i) 当社の株式の公開買付けを公開買付者が行う場合、発行済株式総数の82.37パーセントを所有する主要株主でもあるリーディングアジア社が、その所有株式数のすべてを本公開買付けに応募する。
- ii) 当社の支配株主でもあるリーディングアジア社の保有する当社の劣後貸金債権及び劣後社債を公開買付者へ譲渡する。なお、当該債権及び社債の内容は次のとおりです。

(劣後貸金債権)

貸付日 平成23年10月28日 貸付金額 1億円(現在残高1億円) 利率 年4.5%(年365日の日割計算)

当初約定弁済期限 平成25年10月31日(但し、その後、平成25年10月31日に平成26年10月31日に変更され、平成26年10月29日に平成27年11月2日に変更され、平成27年10月29日に平成28年11月2日に変更され、平成28年10月28日変更により、現在の弁済期限は平成29年11月2日となっています。)

- 劣後特約
- a 自己資本規制比率が120%を下回るおそれがある場合、または、本契約の元利金の支払を行うことにより自己資本規制比率が120%を下回るおそれがある場合は元利金の支払請求権の効力は、一旦停止する。
 - b 倒産手続き(破産、会社更生、民事再生、その他類似の手續)が開始・継続した場合は、元利金の支払請求権の効力は、一旦停止し、上位債権者(劣後貸金債権者及び劣後社債権者)を除く当社の債権者が債権全額の配当を受けた場合に効力が生じる。

(劣後社債)

発行日 平成23年11月30日 社債総額 3億円(現在残高3億円) 利率 年4.5%

当初約定償還日 平成28年11月30日(但し、平成28年10月29日変更により、現在の償還日は平成29年11月30日となっています。)

劣後特約 上記劣後貸金債権に同じ

上記貸金債権及び社債の譲渡に関して、本公開買付けの成立後、速やかに公開買付者とリーディングアジア社が合意する譲渡日における元本残高で譲渡がなされる予定であり、利息については、譲渡日まではリーディングアジア社に帰属し、譲渡日以降は公開買付者に帰属する予定であり、割引(ディスカウント)及び割増(プレミアム)は行いません。譲渡価格が元本残高であることについては、金銭債権及び社債は著しい変動がない限り額面で評価することが相当とされていることに加え、平成28年12月30日時点での当社の純資産額は4億9,200万円ではあるところ、資産の多くは現預金等換価が比較的容易な財産であり、現時点での清算価値でも弁済が可能であること、更に、本第三者割当増資により自己資本規制比率は200%以上に回復することやTWCGの傘下に入ることで信用が増加し補完され、今後の財務状況の改善が見込まれることから、公開買付者は、元本残高を割り引いて譲渡価額とする理由はなく、元本残高と同額とすることが合理的であり、上記劣後貸金債権及び劣後社債は、いずれも完済される可能性が高く、貸倒れリスク要因は見あたらないと判断し、元本残高同額を譲渡価格としたこととします。

② 本資本業務提携契約

本公開買付けに関連して、公開買付者は、当社との間で、平成29年2月13日付で、本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約に基づく合意の詳細は、以下のとおりです。

i) 目的

公開買付者は、TWCGから、投融資資金の調達のコミットメントを受け、日本の企業に対し中長期的観点からの経営支援型企業投資を行うことを目的とし、当社は、地域密着のリテール証券会社として発展してきたところ、近時、商品ラインナップの充実を図り富裕層向けビジネスへの進出を図るとともに、クロスボーダーM&AやTOKYO PRO Marketを中心とした新規上場株式の引受業務等の投資銀行業務への進出を果たしたことから、相互の経営理念に共感し、両社の持つ経営資源を活用することにより、付加価値が高く専門性に優れた商品・サービスの提供を行うことで、相互の企業価値向上が図れるものと確信し、資本業務提携を行う。

ii) 本第三者割当増資

後記iii)の本公開買付けの成立を前提に、公開買付者は、「③ 本第三者割当増資」のとおり、当社が新たに発行する普通株式1,754,400株を引き受け取得する。

iii) 本公開買付け

公開買付者は、当社の親会社であるリーディングアジア社の保有する当社株式のすべてを本公開買付けにより取得する。

iv) 業務提携の内容

上記i)の目的を達成するため、業務提携の具体的な内容として、次に掲げる項目に着手する。また、検討・協議の過程において業務提携内容の追加・修正・削除等随時見直しを行うものとする。

当社の既存のビジネスの強化において、資本増強と共に、リスク管理能力の向上、審査体制の整備等の内部管理態勢の強化を持続的に行い、a) 公開買付者グループのリソース(経営資源、ネットワーク)を活用して、商品設計機能を大幅に強化し、商品提供能力の強化を図り、以ってリテール、PB及びIFA(独立系フィナンシャル・アドバイザー)の各業務の強化を図る、b) PB・法人部門をさらに強化し、人材の増強を行うと同時に、日本のみならず海外の富裕層をお客様とするべく業容を拡大・強化する、c) 投資銀行部門においては、既存の株式公開ビジネスを強化すると共に、クロスボーダーM&Aを重点に活動していくM&Aチームを創設し、迅速かつ果敢に体制の整備を図り業務展開して行うものとし、当社は、公開買付者の日本での事業展開計画の支援、すなわちa) 公開買付者の上場企業投資に対する助言を行い、実行を支援する、b) 公開買付者の投資している日本国内企業の成長を支援(株式公開、資金調達等含む)する。

v) 臨時株主総会までの誓約事項

当社の役職員に対して善管注意義務をもって当社の業務を遂行させることのほか、第三者との間で、株式、新株予約権の発行その他当社の発行済株式総数に影響を与える行為を行わないこと、その他重要な組織、事業又は資産を変更しないものとする。

vi) 役員及び従業員の処遇

公開買付者が本公開買付けにより当社株式を取得した後、当社は、臨時株主総会を速やかに招集し、公開買付者が指名する者について役員(取締役及び監査役)の選任手続を行う。従業員は、原則として、継続雇用する。

③ 本第三者割当増資

当社が平成29年2月13日に関東財務局長に提出した有価証券届出書に記載のとおり、当社は、同日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり、公開買付者を割当先として、当社株式を割当てる予定です。公開買付者は、当該有価証券届出書の効力が生じた後、速やかに、「② 本資本業務提携契約」の「ii）本第三者割当増資」の合意に従い、本公開買付けの成立を条件として、その総数の引受契約を締結する予定です。なお、当該引受契約における他の前提条件や内容は当該引受契約の締結までに協議して定める予定です。

i) 発行新株式数	普通株式1,754,400株
ii) 発行価額	1株につき114円
iii) 発行価額の総額	200,001,600円
iv) 資本組入額	100,000,800円
v) 募集又は割当方法	第三者割当増資による新株式発行
vi) 申込期間	平成29年3月2日(木)から平成29年3月30日(木)まで
vii) 払込期間	平成29年3月16日(木)から平成29年3月30日(木)まで
viii) 用途予定	払込金額総額200,001,600円から発行諸費用の概算額3,000,000円を控除した手取概算額197,001,600円については、当社収支改善のため、全額運転資金(①債券売買益拡大のためPB及びリテール営業の外国債券販売に係る債券の仕入・保有資金の拡充資金として1億円、②株式委託手数料増収のため、顧客の信用取引証拠金取引の自己融資資金として9,700万円)に充当します。
ix) その他	本件公開買付けが成立し、公開買付者が本第三者割当増資により当社株式を取得する場合には、公開買付者の保有する当社株式の所有割合が三分の二を超え、公開買付者は会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当しますので、当社は、同項及び会社法施行規則第42条の2に従い、当社の株主に対し、通知を行います。当社の監査役3名(うち社外監査役2名)から、本第三者割当増資の目的、発行条件及び発行数量等についての意見は、「本第三者割当増資には、割当の必要性及び相当性があり、また、発行価格についても取締役会が外部専門家及び第三者委員会を設置し意見聴取を行ったうえで発行決議を行うなど、有利発行該当性は存在しないものと判断する。」となっております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者によれば、本公開買付けは、当社の支配株主となり経営権を取得することを目的としており、現時点において、当社者株式の追加取得の予定もなく、また、公開買付者以外の当社株主をスクイーズアウトする、いわゆる二段階買収の実施も予定しておりませんので、本公開買付けに応募しなかった株主は、引き続き、株主の地位を有することになるとのことです。

(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けに係る審議に慎重を期し、本公開買付けの公正性及び適正性を担保するため、当社、以下の措置を講じております。

① 第三者委員会の設置

当社は、本公開買付け及び本公開買付けの成立を条件として実施することを予定している本第三者割当増資が実行された場合、議決権ベースの希釈化率(本公開買付け実施前の段階での発行済株式総数に対して)25%以上となることから、経営者から独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を入手することにいたしました。そのため、当社は、公開買付者、当社及びリーディングアジア社のいずれもからも独立し、特別な利害関係者には該当しない第三者である唐澤貴夫氏(弁護士)、前川晶氏(弁護士)及び大澤直也氏(公認会計士)の3名で構成する第三者委員会を設置し、本公開買付け価格と本第三者割当増資における金額の妥当性を含めた必要性及び相当性並びに少数株主に対する不利益の有無を諮問し、平成29年2月10日付にて、同委員会からは、次のとおり、本公開買付け価格の妥当性を含め、本公開買付けは必要性及び相当性を有するとする答申を得ました。

- i) 当社の中間期(平成28年9月30日現在)では、純資産額が487百万円に低下し、自己資本規制比率が150.72%となっており、すぐに120%を下回る具体的なおそれはないものの、今後の収支状況次第では、自己資本規制比率の140%割れのリスクはあり、また、純財産額(純資産額に金融商品取引責任準備金を加えた金額)509百万円となっており、元引受けを行うために必要な5億円をかるうじて超える状況であって、財務基盤の強化は喫緊の重大な課題となっており、このような状況を打破するため、自己資本規制比率の200%台までの回復及び純財産額を増加させる必要がある。
 - ii) 平成28年6月14日付にて関東財務局長から業務改善命令を受け、それが公表されたことから、有形無形の営業面での機会損失が発生していると考えられ、投資家及び顧客からの信用を回復するには、まず自己資本を充実させて証券会社の健全性の目安とされる自己資本規制比率200%台を回復し、金融商品取引法に定められた最低純財産額5億円を維持することが重要である。
 - iii) 以上のi)及びii)から、本第三者割当増資によって資金を調達する条件として本公開買付けを行うことが合理的な経営判断と考えられ、その必要性が認められる。
 - iv) 経営管理の観点から実質的に考慮しても、自己資本規制比率が相当程度低下している場合には、自己資本規制比率を維持する観点からリスクを恐れるあまり積極的に収益を追及することが困難となり、重要な収益機会を逸する可能性が高まり、その結果、当社の営業活動に支障を来し、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があるため、営業面での収益増加及び経営管理の観点からも本第三者割当増資を条件とする本公開買付けは必要性が認められる。
 - v) TWCGでは公開買付者を通じて今後5年間で総額1,000億円程度を、日本事業に投資する計画があり、これが実現すれば、当社は日中間のクロスボーダーM&A、IPO等の投資銀行ビジネスにおけるシナジー、またリテール及びPBビジネス、中国優良企業の発行する株式や債券に対する投資ビジネスにおけるシナジー、中国企業・富裕層からの対日投資ビジネスの取組み強化に繋げて行くことが期待できるため、本第三者割当増資を行うことは、当社の企業価値及び株主価値の向上に資すると考えられるのであって、本公開買付けによって公開買付者が支配株主となることは、当社の企業価値及び株主価値向上に資すると考えられる。
 - vi) 外部専門家による株価算定においては、当社の本年度の業績が、信用取引による830百万円という極めて多額の欠損を生じたことにより大きな影響を受けているとのことであるので、これらの業績(収益)を基礎に将来獲得収益を算定することには疑問があるとしてDCF方式を採用せず、客観的な根拠に基づき会社の資産と負債を個別に評価した結果である純資産方式(簿価純資産方式)によった評価は正当性があると考えられ、一株当たり株式価値が104.67円~127.97円(中央値116.34円)と算定された算定方法及び結果には合理性が認められ、本公開買付価格はその中心値よりやや低い金額となっているが、評価範囲内にあり、かつその中心値に近い金額であることなどを考慮すると、相当性を有する金額であり、本第三者割当増資は有利発行に該当しない。
 - vii) 当社は、自己資本規制比率は150.7%まで低下しており、今後の収支状況次第では、自己資本規制比率の140%を下回るリスク及び純財産額基準を下回る可能性もあることからすれば、営業停止をはじめとする行政処分等の危険性を回避し、当社の企業価値を維持することの方が少数株主を含め株主全員の利益に資すると考えられ、当社においては、株主割当増資が困難な状況であり、さらに複数の第三者割当の候補先と折衝したがいずれも具体化せず、最終的に公開買付者に本件公開買付けを条件とする第三者割当増資を行うに至ったとの経緯からすれば、本第三者割当増資による1株当たりの株式価値の希薄化の影響は、許容しうる合理的な水準の範疇にある。
- ② 利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見
- 当社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、本公開買付け及び本第三者割当増資の内容、本第三者割当増資の有利発行該当性、本第三者割当増資割当先選定プロセスの妥当性及び開示の遵法性について審議を行い、その結果、本公開買付け及び本公開買付けの成立を条件とする本第三者割当増資については、次の理由により、必要性及び相当性があり、本公開買付けに賛同するとの決議を行いました。なお、当社取締役の全員は、公開買付者と利害関係を有しておりません。
- i) 当社の財政基盤の安定、すなわち自己資本規制比率の200%への改善及び元引受業務(主幹事会社となる元引受業務を除く)に必要とされる最低資本金額及び純財産額(5億円)の維持を確保すべきである。
 - ii) 財政基盤の不安定さによる経営管理の委縮を解消し、収益増加を図るために必要である。

- iii) TWCGでは、公開買付者を通じて、今後5年間で総額1,000億円程度を、日本事業に投資する計画があり、これが実現すれば、日中間のクロスボーダーM&A、IPO等の投資銀行ビジネスにおけるシナジー、また、リテール及びPBビジネス、中国優良企業の発行する株式や債券に対する投資ビジネスにおけるシナジー、並びに中国企業・富裕層からの対日投資ビジネスの取組み強化に繋げて行くことが期待できることから当社の企業価値及び株主価値の向上に資する。
- iv) 現在において自己資本規制比率が140%を下回るリスクが皆無ではなく、業務改善命令の影響も加わり、当社の会社継続リスクが存する、一方において、上記iii)のとおり、公開買付者及びTWCGの資本・経営の参加及び提携により今後の当社の企業価値及び株主価値向上に資する合理的期待もあることから、当社の株主が本公開買付けへ応募するか否かについては、株主のご判断に委ねる。

③ 利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見

当社の監査役3名(うち社外監査役2名)からは、本公開買付け及び本公開買付けの成立とする本第三者割当増資については、次の理由により、必要性及び相当性があり、異議がないとの意見が示されております。なお、当社監査役の全員は、公開買付者と利害関係を有しておりません。

- i) 当社に資金調達必要性が認められ、特に、平成28年3月期の赤字決算に伴い平成28年9月末の純資産額が487百万円となり、自己資本規制比率が150.72%まで低下しているという前提のもとに実施されるものであり、今後の収支状況次第では、自己資本規制比率の140%を下回るリスク及び純財産額基準を下回る可能性もある。
- ii) 金融機関等からの借入れは、自己資本規制比率の200%超過への回復が目的であることから適当ではなく、劣後ローン又は劣後社債の発行なども、自己資本規制比率の算入額に制限があり適当ではなく、株主割当増資の方法については、不調に終わり、大量の失権株が発生したため、現状では資金調達手段として現実的ではなく、既存の株主からも資金調達が実現できなかったことから、資本増強の手段としての相当性は認められる。
- iii) 取締役会は、本第三者割当の発行価格に決定に際して外部専門家への株価算定を依頼の上、第三者委員会を設置し意見を徴収するなど慎重な審議を行っており、意見の形成過程及びその内容に著しく不合理な点は見られず、公開買付者は、中華人民共和国に拠点を置くTWCGからの融資により調達するとのことであり、当該融資に係る融資証明書及び銀行残高証明書を取締役会で確認している。
- iv) 本公開買付けに関する意思決定過程において、取締役会は、証券会社として必要な調査・確認を行い、買付価格も既存株主の利益を著しく損なうものとは言えないことから、取締役会が、本件公開買付けに賛同の意を表明するとともに、本件公開買付けへの応募を株主の意思に委ねるとの決議を行うことに、監査役会は異議を唱えるものではない。
- v) 本公開買付け及び本公開買付けの成立を条件とした本第三者割当増資は、本公開買付価格及び本第三者割当増資の発行価格を含め、既存株主に対して特段の悪影響を与えるものではない。

監査役3名による上記の本公開買付けに異議はない旨の意見は、平成29年2月13日開催の取締役会において、監査役全員が取締役会に出席し、本公開買付けへの賛同決議に際し、同意見を当該取締役会において表明しております。また、当該取締役会においては、取締役の全員の承認により当該賛同決議がなされました。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
崔 榮仁	代表取締役	社長	0	0
志村 実	代表取締役	専務	0	0
吉 基赫	取締役	常務	0	0
金 徳淳	取締役	—	0	0
黄 相辰	監査役	—	0	0
黄 昞奭	監査役	—	0	0
金 鶴滢	監査役	—	0	0
計	—	—	0	0

(注1) 所有株式数及び議決権数は、提出日現在のものです。

(注2) 取締役のうち金 徳淳は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 監査役のうち黄 昞奭及び金 鶴滢は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。